

マイナンバーってなに？

平成27年10月から11月にかけて、住民票のある方全員に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号をマイナンバー（個人番号）といいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられています。

もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーの導入により、年金や福祉などの申請時に用意する書類が減るなど利便性が向上します。また、行政事務が効率化されると共に不正受給防止など、公平・公正な社会を実現します。

情報セキュリティを高める 安心・安全な仕組みづくり

◆個人情報分散管理◆

一元管理しないことで連鎖的な情報漏えいを防ぎます。

◆なりすまし防止◆

マイナンバーのみでの本人確認は行わず、必ず身元確認を行います。

◆システムの接続制限◆

各機関情報連携を行う際は、接続できる人を制限、通信の暗号化も行います。

◆アクセス記録の確認◆

パソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できます(平成29年1月から)。

◆罰則の強化◆

マイナンバーの漏えいや目的外の収集には刑事罰が科せられる場合があります。

◆マイナンバー保護評価◆

各機関がマイナンバーのシステム開発や改修を行う前に実施します。

マイナンバー制度のながれ



※マイナポータル…インターネット上で個人情報のやりとりの記録を確認できるサイト



マイナンバー制度Q&A



Q1 マイナンバーを取り扱う際に気をつけることはありますか？

マイナンバーは、税・社会福祉・災害の分野のみに利用が限定されています。マイナンバーをむやみに書いたり、人に教えたりしないでください。

Q2 住民票の住所がない人にも、マイナンバーは通知されますか？

マイナンバーは、国外に滞在されている方などで住民票がない人には付番されません。外国籍の方でも住民票がある人には付番されます。

Q3 個人番号は希望すれば、自由に変更できますか？

自由に変更することはできません。ただし、通知カードや、マイナンバーを書いた書類を紛失した場合など、市区町村長が不正利用される恐れがあると認められた場合のみ、変更することができます。

Q4 よく「個人情報を一元管理する」と言われますが、本当ですか？

情報の管理にあたっては、今まで各機関で管理していた個人情報は引き続き当該機関で管理します。必要な情報を必要な時だけやりとりする「分散管理」の仕組みを採用しています。マイナンバーをもとに特定の機関に共通のデータベースを構築することはなく、そこから個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。

Q5 個人番号カードのメリットはなんですか？

本人確認のための身分証明書として使用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。また、電子証明書を利用して、全国のコンビニで各種証明書が発行できます。※各種証明書…住民票の写し、印鑑登録証明書、現年度(非)課税証明書

Q6 個人番号カードは、いつから受け取れますか？

個人番号カードを申請した方へ平成28年1月以降、区から個人番号カードの交付準備が整ったことを通知します。受け取りには予約が必要です。

Q7 レンタル店、スポーツクラブに入会する場合などにも、個人番号カードは、使えますか？

身分証明書として使えます。ただし、お店の人が裏面に記載されているマイナンバーをコピーしたり、書き写したりすることは法律により禁止されています。

Q8 個人番号カードのICチップから個人情報が漏れませんか？

個人番号カードのICチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。ICチップに入る情報は、券面にある氏名、住所、生年月日、性別、顔写真画像のほか電子申請のための電子証明書などに限られ、所得や病歴などの個人情報は記録されません。

マイナンバー制度に関する説明会(事業者・区民向け)を実施します(詳細2面)

民間事業者の皆さんも、マイナンバー対応が必要です。くわしくはこちら

内閣官房 マイナンバーホームページ 二次元コード▶

